

(別添 2 - 1)

学 則

① 商号又は名称	株式会社日本教育クリエイト
② 研修事業の名称	株式会社日本教育クリエイト 三幸福祉カレッジ 同行援護従業者養成研修
③ 研修の種類	「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号) に基づく同行援護従業者養成研修
④ 研修課程	一般課程 ・ 応用課程 (実施する課程に○)
⑤ 事業者指定番号	84
⑥ 開講の目的	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい等に対して、外出時に、当該障がい者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の当該障がい者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を修得することを目的とします。
⑦ 講義・演習室 (住所も記載)	大阪駅前教室：大阪市北区梅田 1-2-2 大阪駅前第 2 ビル 15F
⑧ 講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表 (別添 2 - 2) を参照。
⑨ 使用テキスト	同行援護従業者養成研修テキスト 中央法規
⑩ 受講資格	・ 一般課程：同行援護サービスに従事しようとする者及び現に従事している者、 従事することが確定している者 ・ 応用課程：同行援護従業者養成研修一般課程の修了者又は⑩に該当する方
⑪ 広告の方法	DM、ホームページ上での広報
⑫ 情報開示の方法	トップページ： https://www.sanko-fukushi.com/ 申込ページ： https://www.sanko-fukushi.com/form2/schedule/index/
⑬ 受講手続き及び本人確認の方法 (応募者多数の場合の対応方法を含む)	【受講手続き】 ・ 無料で希望者に案内書を送付。内容を確認の上、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、郵送・FAX にて申込むものとする。電話の場合は、必要事項を聞いた上で申し込むものとする。 ・ 当校ホームページよりオンラインで申込手続きを行う。 ※申込は先着順で定員に達し次第締切りとする。 【本人確認】 ・ 実施要領に定められた本人確認書類 (健康保険証、運転免許証、住民票、パスポートいずれか) の写しを持参し、初回授業時に講師が確認し、回収する。
⑭ 受講料及び受講料 支払方法	一般課程：48,840 円 (テキスト代、消費税込) 応用課程：34,540 円 (テキスト代、消費税込) 【支払方法】 ・ 受講者に対し、振込先口座番号を発番。指定の口座番号への振り込み、コンビニ決済、当校ホームページよりクレジット支払い、いずれかにて支払う。

⑮解約条件及び返金の有無	教材到着後 8 日以内であればキャンセル可。 振込等にかかる手数料を除いた金額を返金。 但し、8 日以内であっても受講日を過ぎた場合はキャンセル不可。 弊社からの開講中止：受講者が 5 名以下の時は開講しない。
⑯受講者の個人情報の取扱	個人情報保護規程策定有。 受講者の個人情報は下記の目的のみに利用し、他の目的には使用いたしません。 提供いただいた個人情報は当校の個人情報保護規定に従い厳重に管理しております。 ①講座受講を円滑に行うため ②受講中または受講後の就職または転職に関する情報提供、アンケート調査のため ③受講中の講座カリキュラム、講師、講座運営に関するアンケート調査のため ④三幸福祉カレッジの講座やその他のサービスに関する案内、資料送付のため なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。
⑰研修修了の認定方法	認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。 研修の修了年限：2 か月以内
⑱補講の方法及び取扱	補講の方法：欠席した科目と同一の科目を別の日に新たに設定、又は振替受講 開講日より 2 か月以内に修了すること。
⑲課程免除の取扱	大阪府の要綱に準ずる。
⑳受講中の事故等についての対応	受講中に生じた事故等については、当社が加入する AIG 損害保険株式会社の保険で対応する。したがって保険料の受講者負担は生じない。
㉑研修責任者名、所属名及び役職	氏名：松本 義正 所属名：株式会社日本教育クリエイト 役職：統括部長
㉒課程編成責任者名、所属名及び役職	氏名：和田 光輝 所属：株式会社日本教育クリエイト 役職：なし
㉓苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：松本 義正 所属名：株式会社日本教育クリエイト 役職：統括部長 連絡先：06-6131-8062
㉔研修事務担当者名、所属名及び連絡先	氏名：和田 光輝 所属：株式会社日本教育クリエイト 役職：なし
㉕修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：2,000 円（1 枚）
㉖その他必要な事項	・遅刻の取扱い 授業開始時間に研修事業実施施設に到着していない場合は遅刻 扱いとし欠席とする。ただし、公共交通機関の遅延による 15 分以内の遅刻の場合は、遅延届を提出した者に限り、研修当日に遅延時間分の補講授業を行うことにより、科目履修完了とする。

	・退校処分の取扱い： ・講義の進行、他の受講生の学習を妨げるような行為、他の受講生・講師・スタッフなど に対して危害を与えるような行為、誹謗中傷等があった場合 ・故意に施設の設備又は物品を亡失、毀損又は施設外に持ち出した場合 上記いずれかの行為があった場合、退校処分とする。
--	--

※1 大阪府からのお知らせ	大阪府同行援護従業者養成研修事業実施要領第2の2（1）より抜粋 【内容及び手続きの説明及び同意】 事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。
---------------	--

※2 研修事業者の指定担当	大阪府 福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課 人材確保グループ 電話：06-6944-9165
---------------	--